URL https:// kenren.miyagi.coop/

県連速報

●発信元
宮城県生活協同組合連合会
●責任者　石川　宣子
●　TEL 022-276-5162
●　FAX 022-276-5160
●　２０２４．１２．２５
第７３３号
（2025 年度：22 号）

●「令和８年度仙台市食品衛生監視指導計画（中間案）」へ意見を提出しました。

食品衛生に関する監視指導については、食品衛生法の規定に基づき「食品衛生監視指導計画」を毎年度定めることになっています。仙台市では、この「食品衛生監視指導計画」を、2006 年 9 月に策定した「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」に基づくアクションプランのひとつと位置づけ、毎年度策定し、食品の安全確保に関する取り組みを進めています。

今年度も、仙台市食品安全対策協議会における審議及び市民からの意見を反映し、食中毒の発生状況や食品等事業者の状況等を考慮して、3 月に食品衛生監視指導計画が策定されます。

消費者にとって食の安全は、重要な関心事項で、生命と健康に直結するものです。原材料や食品の高騰が続いている今、食の安全やリスクに関する科学的知見に基づく正しい情報を受け取り、理解し、自らの選択や判断に活かす必要があります。食の安全に関する判断を、誰かに依存せず、自らの確かな知識に基づいて行うことが必要で、根拠に基づいた意見を持つことができます。消費者は単に情報を受け取る側ではなく、健全な食の環境を作り上げるための主体的な参加者となることが大切です。

仙台市では,「令和 8 年度仙台市食品衛生監視指導計画中間案」を公表し、2025 年 11 月 25 日（火）～12 月 24 日（水）まで意見募集を行いました。

宮城県生協連では、食品衛生監視指導計画中間案への意見提出は、市民の立場にたった食品の安全確保の取組に関する意見を自治体に届ける貴重な機会であり、また、食品安全に関するリスクコミュニケーションのひとつと捉え、毎年度、積極的に意見を提出しています。12 月 23 日（火）、宮城県生協連と消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ（以下、消費者懇）は、仙台市健康福祉局保健所 生活衛生課 食品衛生係あてに、意見書（後掲）を提出しました。

なお、添付しました意見書は、宮城県生協連会長理事名で提出したものです。消費者懇でも、同様の意見書を提出しました。